

# 納付書②の使用手順

## 手順①

※「コンテンツ有効化」が表示されず入力できない場合には、①左上の「ファイル」、②「名前を付けて保存」からデスクトップ等に保存して、以下の手順をお試しください。

セキュリティの警告 マクロが無効にされました。

納付書①を開いたら、「コンテンツの有効化」をクリック

この余白を実線の位置で切り取り、金融機関又は郵便局にお持ちください（なお、納付書の

年度	税目	税額	事業年度の始期	課定	納税番号
5	51	51	年 月 日	51	

申告基準日	法人税割額	均等割額	延滞金	計 (01~03)
				0

申告基準日	法人税割額	均等割額	延滞金	計 (01~03)
				0

申告基準日	法人税割額	均等割額	延滞金	計 (01~03)
				0

# 納付書②の使用手順

## 手順②

入力項目	入力欄	注意事項
①所在地		法人の主たる事務所の所在地を入力してください。 お、改行は、Alt+Enterで、行えます。
②法人名		法人名を入力してください
③申告年度	年	申告提出日が属する年度を入力してください。
④課税事務所	県税事務所	申告する県税事務所をプルダウンから選択してください。表1参照 王県で付与した9桁の納税番号を入力してください。
⑤納税番号		納税番号が不明な場合は、県税事務所にご確認ください。
⑥事業年度	(1) 年 月 日から (2) 年 月 日まで	期で入力してください。
⑦納付区分		納付区分をプルダウンから選択してください。表2参照
⑧納期限	年 月 日	納期限を入力してください。
納付額	法人税割額 1	円
	均等割額 2	円
	延滞金 3	円
	計 4	0 円
	所得割額 5	円
	付加価値割額 6	円
	資本割額 7	円
	収入割額 8	円
	特別法人事業税 9	円
	計(5~10) 10	0 円
	延滞金 11	円
	過少申告加算金 12	円
	不申告加算金 13	円
	重加算金 14	円
	計(10~14) 15	0 円
	合計 16	0 円

  

県税事務所	所管区域
さいたま	さいたま市(岩槻区を除く)
川口	川口市、蕨市、戸田市
川越	川越市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、ふじみ野市、三芳町
飯塚	飯塚市、入間市、日高市、毛呂山町、越生町
東松山	東松山市、深川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町
秩父	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村
本庄	本庄市、栗原町、神川町、上里町
龍谷	龍谷市、浮谷市、寄居町
行田	行田市、加須市、羽生市
春日部	さいたま市岩槻区、春日部市、久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、寄代町、杉戸町
越谷	草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町
朝霞	朝霞市、志木市、和光市、新座市
所沢	所沢市、狭山市
上尾	鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市、伊奈町

  

納付区分
中間申告
予定申告
確定申告
修正申告
更正
決定
見込納付
清算予約
清算確定

  

入力確認・メッセージ欄

必須項目の入力漏れがあります。入力項目①～⑧の内容をご確認ください。

  

②必要項目を入力

  

③必須項目を入力すると、上記メッセージに「印刷用シートを選択し印刷してください。」と表示されます。

  

①「入力用」のシートをクリック

  

使用方法 | **入力用** | 印刷用

